平成２８年（フ）第６５６号
神奈川県平塚市宮松町16番９号　ウィステリア湘南202号
破産者　松田　愛美（旧姓臼井）
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５号
富山県下新川郡入善町入膳8000番地　駅南住宅２－105、前住所埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂39番地80
破産者　**廣**田　憲史
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第２５号
山梨県富士吉田市向原３丁目６番12号、開始決定時の住居表示山梨県富士吉田市小明見4119番地
破産者　古屋　孝夫
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第６５９号
静岡市葵区西草深町９番15―301号
破産者　須崎　　昭
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７号
静岡県浜松市浜北区高薗301番地の１、開始決定時の住所静岡県浜松市浜北区高薗261番地
破産者　小杉　久男
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４４６号
静岡県袋井市旭町２丁目４番地の45
破産者　田野尾尹也
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０８７号
神奈川県座間市入谷４丁目2451番地の157　サンコーポ花村５号、開始決定時の住所名古屋市北区御成通４丁目31番地
破産者　富商店こと　細江　富生
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７１６号
名古屋市港区宝神３丁目1006番地　グレースヴィラⅠ103号、従前の住所香川県善通寺市善通寺町2004番地83
破産者　宮川　　匠
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７９６号
神戸市北区鈴蘭台南町８丁目８番３―203号、従前の住所神戸市北区君影町３丁目１番33―301号
破産者　小川　昌樹
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６８号
広島市安佐北区可部町大字綾ケ谷395番地５
破産者　原田十二枝
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０６号
徳島県板野郡上板町神宅字宮ノ前７番地１
破産者　原田　米子
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４６号
福岡県柳川市隅町14番地　内田アパートＡ号
破産者　長谷川　誠
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
福岡県大牟田市中白川町１丁目19番地　藤和ビル202号
破産者　松浦　智治
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３７０号
鹿児島県鹿児島市三和町40番15号
破産者　新穂　弘久
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４１７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目592番地３（トーカンマンション谷山中央207号）
破産者　山下　博文
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６２５号
仙台市青葉区荒巻神明町14番21号　第３荒巻コーポレーション101
破産者　森川みゆき（旧姓小林）
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６８１号
仙台市宮城野区清水沼２丁目12番16号
破産者　辻　　廣志
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７３１号
仙台市泉区向陽台２丁目11番25号
破産者　坂本　豊彦
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係